

2015-B					
拠出金・基金の 名称		在サハリン韓国人支援特別基金拠出金			
種 別		イヤーマーク ノン・イヤーマーク			
【拠出先の国際機関名】在サハリン韓国人支援共同事業体					
【所管官庁担当局課・室名】外務省アジア大洋州局北東アジア課					
【当該任意拠出金の目的・用途等】 1989年度に日本赤十字社と大韓赤十字社との間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」に 対し、在サハリン「韓国人」の一時帰国、永住帰国等の支援のための経費を拠出し、また、今後の支援策 の検討・実施のための協議費用を拠出するもの。					
【最近3年間の我が国支払額及びODA率】					
単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ドル)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成27年度	98,942			円建て	0
平成26年度	102,249			円建て	0
平成25年度	112,049			円建て	0
【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】 ・在サハリン「韓国人」については、従来、韓国・(旧)ソ連間に国交がなかったこともあり、韓国への自由な 訪問が困難であった。そのような特殊な歴史的経緯及び朝鮮半島が我が国に併合されていたこと等を踏 まえつつ人道的観点から誠意をもって本問題に対応するため、1988年以降、予算措置を講じ、1989年7月 に大韓赤十字社と日本赤十字社との間で設立された「在サハリン韓国人支援共同事業体」を通じて、在サ ハリン「韓国人」の韓国への一時帰国支援、永住帰国支援等の事業を実施し、重層的で未来志向の日韓 関係を構築するために取り組んできた。 ・原則、年1回開催される在サハリン韓国人支援共同事業体運営委員会に、当省職員がオブザーバーとし て出席し、十分に協議を行いつつ、対応可能な支援を行っている。					